資料３

〇帯広市国民保護協議会条例

平成18年６月29日条例第20号

帯広市国民保護協議会条例

（目的）

第１条　この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。）第40条第８項の規定に基づき、帯広市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（委員及び専門委員）

第２条　協議会の委員の定数は、30人以内とする。

２　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会長の職務代理）

第３条　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第４条　協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

３　協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（幹事）

第５条　協議会に、幹事を置くことができる。

２　幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

３　幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

（部会）

第６条　協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

４　部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（雑則）

第７条　この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

〇帯広市国民保護協議会運営規程

平成18年９月20日

改正

令和２年４月１日

帯広市国民保護協議会運営規程

（趣旨）

第１条　この規程は、帯広市国民保護協議会条例（平成18年条例第20号）第７条の規定により、帯広市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第２条　協議会を招集するときは、協議会の日時、場所及び議題をあらかじめ委員に通知しなければならない。

２　会長は、委員総数の２分の１以上の数の委員から請求があるときは、協議会を招集しなければならない。

（委員の代理者）

第３条　委員（公募委員を除く。）がやむを得ない事情により協議会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

２　代理者については、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とし、委員の職務を代理する。

（記録）

第４条　会長は、次の各号に掲げる事項を記録しなければならない。

（１）　会議の日時及び場所

（２）　出席者の氏名

（３）　会議の経過

（４）　議決事項

（５）　その他参考事項

（委員の異動報告）

第５条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第４項第１号から第７号に掲げる委員に異動があったときは、職名、氏名、年齢及び異動年月日を会長に報告しなければならない。

（庶務）

第６条　協議会の庶務は、帯広市総務部危機対策室危機対策課においてつかさどる。

附　則

この規程は、平成18年９月20日から施行する。

附　則（令和２年４月１日）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。